

平成23年第1回潟上市議会臨時会会議録

○開 会 平成23年1月25日 午前10:00

○閉 会 午後 0:16

○出席議員(20名)

1 番 中 川 光 博	2 番 大 谷 貞 廣	3 番 児 玉 春 雄
4 番 藤 原 幸 作	5 番 菅 原 理 恵 子	6 番 澤 井 昭 二 郎
7 番 菅 原 久 和	8 番 伊 藤 栄 悦	9 番 戸 田 俊 樹
10 番 佐 藤 義 久	11 番 小 林 悟	12 番 岡 田 曙
13 番 佐 藤 昇	14 番 藤 原 典 男	15 番 西 村 武
16 番 鈴 木 斌 次 郎	17 番 堀 井 克 見	18 番 藤 原 幸 雄
19 番 佐々木 嘉 一	20 番 千 田 正 英	

○欠席議員(なし)

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 山 口 義 光
会 計 管 理 者 佐 々 木 博 信	産 業 建 設 部 長 児 玉 俊 幸
水 道 局 長 菅 原 龍 太 郎	教 育 次 長 鈴 木 公 悦
市 民 生 活 部 長 小 林 健 一	福 祉 保 健 部 長 鈴 木 司
総 務 課 長 藤 原 貞 雄	企 画 政 策 課 長 幸 村 公 明
活 性 化 推 進 室 長 関 谷 良 広	財 政 課 長 川 上 護
産 業 課 長 伊 藤 清 孝	総 務 学 事 課 長 鎌 田 雅 樹
生 涯 学 習 課 長 菅 原 一	市 民 課 長 鈴 木 利 美
生 活 環 境 課 長 近 藤 進	社 会 福 祉 課 長 大 木 充
税 務 課 長 山 平 重 男	都 市 建 設 課 長 渡 部 智
農 業 委 員 会 事 務 局 長 根 一	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長・ 監 査 委 員 会 事 務 局 長 三 浦 永 寿
追 分 出 張 所 長 三 浦 喜 博	幼 児 教 育 課 長 小 玉 隆

高齢福祉課長 伊藤 律子 健康推進課長 伊藤 正吉

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊藤 正 議会事務局次長 門間 善一郎

平成23年第1回潟上市議会臨時会日程表（第1号）

平成23年1月25日（1日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 行政報告（市長）

日程第 4 議案第 1号 平成22年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）に
ついて

午前10時00分 開会

○議長（千田正英） おはようございます。

傍聴者の皆さん、寒い中御苦労さまです。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、これより平成23年第1回潟上市議会臨時会を開会致します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長（千田正英） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、13番佐藤 昇議員および14番藤原典男議員を指名致します。

【日程第2、会議の決定】

○議長（千田正英） 日程第2、会期の決定について議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日の議会運営委員会において審査の結果、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定致しました。

【日程第3、行政報告】

○議長（千田正英） 日程第3、市長より行政報告がありますので、これを許します。石川市長。

○市長（石川光男） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆さんも御苦労さまでした。

議員各位には、臨時議会にご出席していただき、ありがとうございます。

提出議案の審議に先立ち、新庁舎建設に関してご報告申し上げます。

1月17日開催の議会全員協議会においては、庁舎建設調査検討特別委員会の審査結果報告書に記載されている幾つかの発言とご意見に対し、市の考えを述べるとともに、庁舎建設にかかわる事業内容で明らかになった事柄および補正予算案の概要について申し上げます。

このたび提案する本予算案は、庁舎関連の用地測量調査委託料と土地関係業務委託料および庁舎建設基金への積立金であります。

新庁舎の建設地確定に当たっては、候補地Cの用地測量調査と鑑定結果を踏まえ、3候補地において比較に値する候補地Bとの検討も行った上で総合的に判断して議会に諮りたいと考えております。

なお、今後のスケジュール予定としては、平成25年度の庁舎建設工事完成を目指すことからすれば、平成22年度中の用地確定、所有権移転が理想であります。補正予算案による用地の調査および鑑定委託期間は3月28日までを予定しており、候補地Bとの比較検討を十分に行い、議会に協議、説明できる時期は4月以降となりますことから、この予算そのものが用地決定、箇所の位置付けをするものではないことをご理解いただきたいと思います。

あわせて、子宮頸がん等のワクチン接種緊急促進事業の関連予算についても、適切なるご決定を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（千田正英） これで行政報告を終わります。

【日程第4、議案第1号 平成22年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について】

○議長（千田正英） 日程第4、議案第1号、平成22年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

本案について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、私の方から、第1回潟上市議会臨時会提出議案についてご説明申し上げます。

提出議案の1ページをお願い致します。

議案第1号、平成22年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）については、別冊のとおりであります。

平成23年1月25日提出 潟上市長 石川光男

平成22年度潟上市一般会計補正予算（案）（第5号）の1ページをご覧いただきたいと思います。

議案第1号、平成22年度潟上市一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,101万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142億9,302万7,000円とするものでございます。

歳入予算について申し上げます。

4 ページをご覧くださいと思います。

9 款 1 項 1 目地方交付税につきましては、1 億1,963万5,000円の追加でございます。

14款 2 項 3 目衛生費県補助金につきましては、1,028万7,000円の追加でございます。

15款 1 項 1 目利子及び配当金につきましては、109万2,000円でございます。

続いて、歳出について申し上げます。

5 ページをお願い致します。

2 款 1 項 6 目企画振興費については、1,019万1,000円の追加でございます。公共用地取得に伴う調査費でありまして、先の議会全員協議会においてご説明申し上げましたとおり、用地測量調査委託料につきましては667万2,000円と、土地鑑定業務委託料につきましては351万9,000円でございます。18目基金費につきましては1 億円の追加でありまして、市役所庁舎建設基金積立金 1 億円でございます。積み立て後の基金残高は10億円となるものでございます。

4 款 1 項 2 目予防費につきましては、2,082万3,000円の追加でありまして、国の補正予算を受けて実施する子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金事業によるものでございます。

具体的な内容につきましては、子宮頸がん予防を目的とした子宮頸がんワクチン接種と細菌性髄膜炎予防を目的としたヒブワクチン及び小児肺炎球菌ワクチン接種というものを行うものでございます。

なお、子宮頸がんワクチン接種につきましては、本年度は4月から県の少子化対策包括交付金を活用して実施してまいりましたが、今回、国が事業化したことを受けまして少子化対策事業から子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金に特化した本事業に振り替えるという内容でございますので、宜しくお願ひしたいと思います。

○議長（千田正英） これより議案第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。

（「議長」の声あり）

○議長（千田正英） はい、8番伊藤栄悦議員。

○8番（伊藤栄悦） 動議の提出を致します。予算案の修正動議です。

○議長（千田正英） ただいま予算案の修正案に対して8番伊藤議員から修正の動議が出

されました。

ただいま伊藤栄悦議員外3名の議員から、議案第1号について修正の動議が提出されました。

議案についてほかに質疑ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。

それでは、動議の内容精査のため、議会運営委員会を開きますので、暫時休憩します。

午前10時09分 休憩

.....
午前10時40分 再開

○議長(千田正英) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

提出者の説明を求めます。8番伊藤栄悦議員。

○8番(伊藤栄悦) おはようございます。

提案理由を申し上げます。

平成22年度潟上市一般会計補正予算に対する修正動議提案理由を申し上げます。

当局から新庁舎建設地、これは事務所の位置としてA・B・Cが議会に報告され、その後、C候補地が庁舎建設地として最適格地であるという報告がありました。A・B・C、3候補地の選定および最適格地とするC候補地の決定は、いずれも行政当局でありました。最適格地とは、A・B候補地と比較した場合、C候補地が庁舎建設地として最も適した土地であると解釈できます。

さて、庁舎建設基本構想では、新庁舎建設に向け、市民の意見を的確に反映しつつ建設地、庁舎の規模、既存庁舎の利活用等の調査を進めると述べております。にもかかわらず候補地選定、最適格地決定への市民参加による意見聴取、反映はなく、議会へは報告のみで協議もないまま現在に至っております。

行政当局は、地方自治法第4条2項、事務所の位置を定め、またはこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように交通事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない、この精神を受け、第三者機関を設置し、都市の中心性、利便性、新たなまちづくり、計画の実現性と経済性、防災拠点としての安全性、関連計画との整合性、広域都市への対応等々、しっかりした選定基準を定め、基準にのっとりA・B・C候補を含めた建設候補地を総合的に検討し、議会に提案すべきで

あると考えるものであります。したがって、本臨時会に提案されている議案の減額修正を提案致します。

○議長（千田正英） ただいまの説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。15番西村議員。

○15番（西村 武） 伊藤議員の修正の理由につきまして、るる申し述べられた中で、まず、市民の意見も聞かず市が独走的にそれを決定していると、こういうご指摘のようでございますけれども、市としてはこれまでA・B・C候補地を提案して、そのA・Bのできない理由、そういうものを再三に議会に報告してきたわけです。結局、今のC候補地というのは、鞍掛沼を中心にした潟上市の、要するに一つの顔にするんだと、そこに集中して潟上市の発展の拠点を作るんだと、こういうことで市が進めてきたわけですので、市民の意見、あるいは議会の意見も、この間ずっと庁舎建設検討委員会などやってきまして聞いてきておるわけです。そういう中で、確かにその庁舎建設に対しては反対の陳情書もありましたけれども、それを不採択して、当然検討の中でそういうことまでしてきて、まず市当局もそれに基づいてこのC候補地を進めてきたわけです。ですから、伊藤議員が言うように、市民の声を聞くというのは、どういうふうに市民の声を聞けばいいのか、その点をひとつ私は聞きたいわけです。その一点をお答えください。

○議長（千田正英） 8番伊藤栄悦議員。

○8番（伊藤栄悦） これは市民の声を聞く、まずこの選定、3候補地を選定したのが、これが市当局であります。市当局がその後に最適格地ということを決めました。Cであります。ですから、最適格地というのは、Cであるということは、その過程の中で市民の声は、まずなかったと、こういうことであります。それで、市民の声がなく、これが決定された。だから私から言わせると、AとBとCがあったけれども、同じ当局がCというものを最適格地、この最適格地は何かというと、ほかに比べるものがないほど庁舎建設地としてすぐれているということでもあります。ですから、もはやこの時点でA・Bという比較の対象にはなっていないと、私はそういうふうに感じておりました。

それで、今の質問に対してでありますけれども、これは庁舎の基本構想の中に書かれております。それで、これは新庁舎の建設に向け、先ほども申し上げましたけれども、市民の意見を的確に反映しつつ建設地、庁舎の規模、既存庁舎の利活用の調査を進めると、こういって、そのときにどなたか、私であったかどうかわかりませんが、じゃあ的確に進めるために、これを反映させるためにどのような方法がありますかとい

うことを伺いました。これは基本構想のときだけ、これは協議がありました。それ以外は議会との協議はございません。報告だけでございました。そのときに、市民公募によるパブリックコメントを行うということをしていましたし、それから、昭和・飯田川の地域審議会に諮るということを申しておりました。それから、天王地区住民には地域審議会がないので説明会を実施しますと、こういうふうに言われておりました。その後、そういうことが決定までの過程の中でそういうことが行われるのかと思っておりましたけれども、これがなかったと。それで現在に至っているということで、私はやはり今の、下の方に書いてあるように、今話したように、やはりきちっとしたそういうふうなもの、基準を定めながら、そこで総合的に検討しながら、やはりA・B・C、あるいはDもEもあるかもしれないと、そういう視点でやはり調査すると、こういうことではなかったかと思っています。もし調査をするのであれば、Cだけじゃなくて、やはりAとBも、これは当然この調査の中に入ってくると。そしてその中で比較をしていくというのが普通の姿ではないかと、私はそう思っております。

それから、先ほど陳情の件と、それからもう一つ、これ特別委員会というのが話されましたけれども、特別委員会の性格そのものは皆さんもわかるとおり、これはA・B・Cがいいとか悪いとか、そういうふうな当局から資料をいただき、私たちがその質疑応答をしながら、その後で委員会でいわば話し合いをします。そして私たちもこの庁舎の建設について、本当に調査・研究しながら、最終の、言ってみれば私たちの権限というのはこれは議決権でありますから、そこに至ったときに十分に考えながらやっていこうじゃないかと、こういうことであつたから、だからあのAがいいとかBがいいとかCがいいとか何とかということにはなかつたということでもあります。

それから、陳情の件については、確かに16人が不採択ということに賛成をしました。けれども、これは不採択の中でも賛成討論が二つほどありました。ですから、その二つほどありました中で、これはそれぞれニュアンスが違っております。それから、特別委員会の中でもちゃんとそれぞれの考え方が述べられておりますので、十分そこを精査していただければご理解いただけると思っております。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。はい、15番。

○15番（西村 武） 議会の方で庁舎建設調査特別委員会ですね、それを設置する際に、市長はこう申されておりましたよ。例えばA・B・C候補地、これを提示していますけれども、A・Bにつきましてはそのできない理由等を、できないか、あるいはできるか

わからないけども、そういう理由を付しておりまして、Cが最適地ではないかと、こういう中の話の中でも、もしこの議会の方からそういうもっとももっといいところの提示があれば、それも検討しますよと、市長はそういうふうに言ったけれども、その検討委員会では誰一人その、じゃあA・B・C以外のところをじゃあどうのこうのといったその延べ何回だかわからない、七、八回も開いたその特別委員会で、そういう意見が一つも出ないから、市当局としては当然じゃあA・Bのできない理由は付してあるし、議会としても何のそういう候補地なりを誰一人として挙げたわけでないからC候補地でよかったのではないかというようなことなので、私はそういう説明責任はきちっと果たしていると思っていますので、何ら問題ないんじゃないかなと思います。その点についてあれですか、今の提出者はどういうふうを考えているのかひとつお聞かせください。

○議長（千田正英） 8番伊藤議員。

○8番（伊藤栄悦） いろいろこの件については、それぞれの議員がそれぞれの考え方でおっしゃることは、それは結構だと思います。しかし、私ですね、提案者ですから。私はやはり今、提案理由を申し述べたそのことが、いわゆる私の本当の理由でありまして、これ以外に、いろいろ質問があればそれに答えることができるようなものであれば答えますけども、私自身としては、これが私のいわゆる修正動議の提案のいわば主要部分だと思っています。

○議長（千田正英） はい、15番。

○15番（西村 武） じゃあ今の修正動議のその理由の一つとして、この市民の意見を聞かずと言っていますけれども、我々も市民の代表であって、そこで延べ9回ですか、そのぐらいの会議開いて、じゃあC候補地以外、これを誰一人申し述べなかったのだからこういう結果になったと思いますが、伊藤議員のその市民の声を聞くというのは、どういうところから市民の声を聞くのか、その点のところをじゃあ明らかにひとつしていただきたい、こう思います。

○議長（千田正英） 8番伊藤議員。

○8番（伊藤栄悦） これは執行部の方で考えて、それなりに、例えばほかの方の地域では、いろんなそのやり方があって、いろんなことをやっています、実際問題。ほかの方と比較検討して、ここでは話しませんけれども、本当に燕市とか新発田市とかほかの自治体のものも私もたくさん見てますけども、本当に緻密に議会の意見も聞いたり、市民の意見を聞いたり、そしてまた基本構想の中でもそうだし、それからプロポーザルやる

場合でもそういうこともやっています。それから実施設計、実施計画、これをやる場合でも、やはりそういう手法をとって、そしてきちっとやっております。ですから、私はどういう、ここにさっき言ったように市民公募のパブリックコメントを行うとは言っていたわけですから、それだってやればやれることで、51人とか100人、今回百人委員会ですか何かのときにやると言っておりましたので、そういう50人であろうが何であろうが、そこあたりやはりきちっと私としては第三者機関で当局が選定しながら、当局が最適格地を決定して、それを予算化していくということについては、私はちょっと違和感を感じますので修正動議を出しているところでございます。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。2番大谷議員。

○2番（大谷貞廣） 私は今回、我々の特別委員会の過程を経て市ではこういうものを公開しております。これは新庁舎建設基本構想の概要と、こういうことがずっとる説明しています。私は12月定例会にありました庁舎建設調査検討特別委員会、これは非常に重いものだと思っております。なぜか。審査の結果、報告しております。新庁舎建設の計画中止の陳情を不採択としております、特別委員会で。その中に建設用地として候補地Cを最適格地として選定したと回答もしております。その委員会の結果を経て、要するに特別委員会の経過を受けて市では用地協議や建設計画の策定を再開し、新庁舎建設に取り組んでいくと、要するにこういう具合に公開しておるわけです。そうすれば我々議会人として、庁舎特別委員会というものは何であったか、これは非常に重いものだと思っております。

以上でございます。

○議長（千田正英） 答弁はよろしいですか。

○2番（大谷貞廣） はい。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） 今、伊藤議員の提案理由をお聞きしましたけれども、C候補地が最適格地ということの強調がありましたけれども、今、冒頭で市長が行政報告ということで庁舎建設に絡んでお話しましたが、このC候補地が本当にいいのかなのか、これは調査した結果でなければわからないし、これを調査すること自体がまず決定ではないと。4月以降にこの調査をした結果を検討して、それからどうするのかということで、この調査したということではCに決めたわけではないということをも、概要そういうことをおっしゃっていますけれども、それをこのCを調査するというについて、も

うこれが決定だと伊藤議員は勘違いしているんじゃないかなと思うわけです。その点についてはどうでしょうか。これやはり調査しないと、その土地が本当にいいのか悪いのかというのはわからない、私はそういうふうに思いますので、その結果をまた検討して当局では決定したいということを行っているわけですがけれども、伊藤議員のそのC候補地についてのその最適格という意味が私は勘違いしているんじゃないかなと、その点についてまずひとつ伺いたいと思います。

それから、市民の意見が聞かれないとか、それから利活用の問題とか、それから交通の利便性とかいろいろ市民に対していろいろ意見をもらうとか、具体的な何ていうんですか提案がないとか、それから選定基準が明らかでないとかということをもっとおっしゃっておりますけれども、この間、庁舎建設検討委員会、7回も8回もやりまして、その中でほとんどのことを当局では議員から出た質問については答えております。ほとんど答えております。答えていなかったのは、この昭和庁舎を改造して、中のフロアを床を張るとかそういう改造費用はどれぐらいかということについても質問ありましたがけれども、それは最初からそのようなことは考えていないということで、その額についてだけは答えてなくて、あとはほとんどの議員から出た意見については私は全部答えていると思うわけです。ここに市広報の新年号ですけども当局が出したものを持ってきましたけれども、このA・B・Cの中でもCがなぜいいのかということも市民向けにはっきりこれ書いているんですよ。だからこれ、候補地としてですね、ですから私はこの候補地がいいかどうかというのは、本当にやはりボーリングとかいろいろな調査をして、それでいいと決定するためには、やはり調査が必要だと。調査の結果、やはり悪ければBになるかもしれないし、やはりその私は調査をするための調査費というのは私は必要だと思います。

それで二つ目の言いたいことなんですけれども、やっぱり議員がいろいろ聞いてきたことについて全部答えてきたと私は思いますけれども、その点については伊藤議員はそうではないというお話でしたけれども、私は違うと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（千田正英） 8番、答弁を求めます。

○8番（伊藤栄悦） まず、Cというものを最適格地と言っていることが勘違い、勘違いってどういう意味で勘違いってということなんです。それで、私はまず最初に申し上げたように、A・B・Cというものを当局が出してきたと、候補地ということ

で出してきたと。そこで、出してきて、それでCというものが最適格地ということで決定したわけでしょう。決定するという事は、先ほど申し上げたように、最適格地というのは国語の辞書を見てもわかるように、ほかに比類のない、いわゆる比べものにならない候補地としての良さを持っている土地だと、最適だと、こう言っているんですよ。そして、そういうことの中で私としては、Cを決定したものが、A・Bというものが比較対象になるのかと、こういう考えが私にはあります。ですから先ほど市長が、これは調査で、Bとの比較もするためにこれをやるんだと、こういうことを申し上げましたけれども、私はやはり最適格地というところのこの表現が実に大きな意味を持っていて、今、Cの調査費が出てきたと、こういうことでありますから、やはり当局の意図としては、確かにこれは決定じゃないと言っておりますけれども、最適格地と表現すればやはり当局は調査費を出したということは、これはやはり相当大的な意味があると、こういうふうに思っているわけです。だから、まず勘違いっていうのじゃなくて、これはそういうふうに考えると、もし仮に、もしそういう調査費を出してCをやるのではなくて、A・B・Cを全部やるのであれば私はまだ納得できるかもしれません。これは比較検討もできるし、いろいろ検討材料にもなりますから、そういうことであればわかるけれども、Cだけ出てきて、しかも最適格地という、いわばその表現をしながらやっているのでは、何かやはり非常にこの、いきなり決まるのかというような感じさえ受けてしまうというのが私の考え方です。

それから、答えが不十分ということではなかったかというけれども、それぞれそれぞれの市の方の答弁は資料をもってなされております。資料をもってなされておりますけれども、私自身はこういう重要なこの庁舎を建てる、100年も、将来のこと、あるいは50年、100年かかるようなそういうところであれば、やはりきちっとしたものをやっていくということが重要であって、そのためにはやはり、もちろん議員もそうですし、議員に対して果たして十分であったかどうかとはここでは問いません。しかしながら、市民が、やはり主権者である市民が、やはりそれは参加して、参加させると言っているんですから、そういうこともちゃんとやって、そしてその上で、ああなるほど、AはこうでBはこうでCはこうだと、市民の中からDもEももしかしたら出るかもしれないと、そうであったらそこを、十分に総合的に先ほど申し上げました基本的な要件、これを作りながら、やはりみんなでわかるような開かれた市政というものを実現していくということが、今それこそ政治にも行政にも問われていることではないかと私はそう思ってお

りますので、ですからもっともっと広く会議を起こして、万機公論に決すべしという言葉もありますけれども、そういう流れの中で何とか決めていただければありがたいと思っています。ですから、もし今、Cだけじゃなくて、もし、市長の方で考えるのであれば、やはり私から言わせれば、AもB、Bと比較すると言ったんですけれども、A・B・C三つを出して来ているわけですから、そこあたりも検討材料としてやっていただければいいのではないかと、こういうふうにも考えております。

○議長（千田正英） 14番。

○14番（藤原典男） これ、考え方ですから、いくらお話してもちょっと行き着かないところもあると思うんですけれども、これはその土地がいいかどうかというのは、やはり調査する必要はまず認めるわけでしょう。今、予算案を認めるか認めないかは別にして、そういうことですね、まず。

それと、あとはその調査検討委員会の中での質疑が十分であったかどうかということについては、それは問わないというようなことお話ししました。これは十分だと私はそう、伊藤さん、そう解釈してそう言ったと思うんです。ただし、市民との意見との関係がやはり不十分だということが強調されていますけれども、そこが問題なんですか。私はこの広報、毎回やはりこの庁舎建設について意見ございませんかということは市民の方に毎掲載ってきているの御存じだと思うんですけれども、議会としても調査検討特別委員会を数カ月もやりまして、その間、市民の方からも私自身も声お聞きしてきましたけれども、その意見が十分であれば、その調査の予算はつけてもいい、そういう考え方なのか、もう最初からだめなのか、そこら辺について伺いたいと思います。

○議長（千田正英） 8番伊藤栄悦議員。

○8番（伊藤栄悦） いろいろ意見ありますけれども、私は私の考えで、先ほど提案理由ということで述べましたので、この提案理由に沿って私は粛々とやってまいるつもりでありますので。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。17番堀井議員。

○17番（堀井克見） まず、伊藤議員からるる説明をいただきました。

一つまず確認したいことは、いわゆるあなたがいつもおっしゃいますけれども、二元代表制の中で執行当局が執行しようというときに、我々議会がまた一方の代表としてチェックかける、これが二元代表制の原点ですが、予算の修正をするということの重さ、当局は予算案を提案してきて、そして我々が議決機関としてその予算を修正する、よほ

どの例えば数字的な瑕疵があるとか、法律的に違反するとかということがなければ、なかなかやはり現実的にできないことですよ。石川市長、石川体制を場合によっては否定するとも言われております、一般的には。それだけやはり重要な意味合いなり背景があるというものでなければ、少なくとも冒頭において市長は、これは決定するものではないと、調査をして、さらにその状況を深めていくんだよということをきちっとお話しておる中で、まずその修正ありきという議会側の、伊藤議員を中心とした連名3人おりますけれども、ものの処し方というのは、果たして潟上議会としてどうなのかと。私はやはりそのことに大きなまず疑問なり疑義を持っております。そのことについてどういう見解を伊藤議員はお持ちになっているのかということをもまず1点めはお尋ねします。

二つめは、先ほど来いろいろ質疑されておりますけれども、合併して今7年めになろうとしております。少なくともこの庁舎に関しては、庁舎建設検討委員会というのが、もう3年ぐらい前からスタートしております。順序、いわゆるプロセスを経て、そして一般質問もあり、あるいはまた議会の質疑もあり、そしてまた必要と認めて、まさしく二元代表制の一方である我々は調査特別委員会まで設置をして、半年という歳月をかけて、そしてその間は当局もスケジュールを据え置き、そしてまた事業を凍結して我々議会の意向というものを尊重していただきました。そしてようやく特別委員会の方向づけも出してきたと。私は、そういう一つ一つ、これも見方でしょうけれども、また他市の例も今挙げていましたけれども、潟上市の規模の、潟上市の現状の中で、相当丁寧に私は当局としてはその手順を踏んできた。やはり議会制民主主義と申しますか、市民市民とあなたはおっしゃいますけれども、三万五千何百人の市民に、どうやって、まさしく二元制の崩壊が今一部の市民に出ています住民投票ということなのか、住民から見れば、もはや議会のチェック機能なり議会の権能なんていうのはもう期待できないと。したがって、我々は民意を直接示すんだということの今の住民投票なのか、どうかわかりませんが、少なくとも私は今の議会そのものがどうしてももう見方によっては先へ引っ張ろう、先へ引っ張ろうと、相当丁寧に当局としてはやっているにもかかわらずやろうとするこの姿勢が市民の方々の一部から、ああいう住民投票をもって決着と。むしろ我々は議決機関の一員として、機関としてはもう本当に恥ずべき状況、ぎりぎりの状態まできているんだよということに私らは目を覚まさないといけないのではないかと私はそう思います。少なくとも調査することすら認めないという二元代表制の一方の議決機関のこの姿勢というのは、私は市民は求めていないと思いますよ。ですからその

ことを私はやはり真剣に考えないと、この修正動議というものは、まさしく潟上の百年の大計の中で歴史に残る汚点なのか、歴史に残る、あるいはまた快挙なのか、これね、大変な今、局面になりますよ。このことを、あなたはもとより同意した議員、これを見ますと戸田俊樹議員と小林 悟議員と鈴木斌次郎議員がおりますけれども、これ相当腹くくってやらないと、明日の日にやっぱり市内外にマスコミを通して発信され、まさしく百年の大計の今、潟上市の将来に立った庁舎建設に関して二分三分する大変な状況を露呈させる重大な要素になるんですよ。それを起こったときに、今、伊藤議員が申し述べた程度の理由で修正をかけるということに値するのかなと、私はそういう率直な思いを持っていますよ。ですからたとえてみれば、パブリックコメント、市民の声を聞くことの不足性をあなたは指摘しました。あるいは地域審議会、昭和・飯田川地区の審議会にもかけなかった。あるいはまた天王地区の住民の声も聞かなかった。これ、法律要件ですか。少なくとも庁舎建設するに当たって、パブリックコメント、これはもう法律要件ですけれども、これもこの間、総務部長の説明では粛々とやっていきたいと思いますよ、こう言っていますよ、年度内に。22年度内に。これだって別に、やればそれでいいわけでしょう。やるって言っているんですから。審議会にかけなきゃならないという必須条件ではありませんよ、法的に。ですから、それらを等々羅列して、まず先延ばししていくんだというこの姿勢、重大なやはり我々責任問われますよ。せめて修正かけるのであれば、私であればですよ伊藤さん、AもBもCもだめだと。DでもEでもいい、対案を出すと。我々は二元代表のその一方として対案を出すと、ここだと市長、当局、ここなんだと、これが市民が望んでいる、言ってみれば最良の場所なんだよと。何らその音も出さないで、ただやることに対して、言ってみれば重箱を突くという表現が当たるのか、だめだだめだでは何がだめだか当局もわからないし市民だってわかっていませんよ。その責任を議会の誰が負うんですか。少なくとも私は、あなたのこの提案理由には全くくみできません。ですから、これに対してもう少し、私どもが、あるいはまた市民が説明して、議会のきちとした立場が立つようなひとつ理由をね、もう一度お聞かせください。お願いします。

○議長（千田正英） 8番伊藤委員。

○8番（伊藤栄悦） 理由をお聞かせくださいというのは、これは提案理由の中でしっかりと述べております。私は何も潟上市を悪くするためにこういうことをやっているわけじゃないですよ。これは、やはり議会と行政が一步離れず二歩つかずと、一步近づかず

に二歩離れないと、こういうふうな状況からいって、やはり皆さんでお互いによく話し合いをしながら、そしてやはりいい方向に潟上市をもっていくと、これがやはり議会であれ、行政当局との関係だと思っんですよ。ただ二元代表制だからといって、いや二元代表制、何でもチェックして俺はだめだと、こういう観点に立った消極的な考え方で私は提案しているわけじゃないですよ。要するに、この潟上市を何とするかといったときに、やはりこの庁舎を建てるというその位置がいかに重要であるかということに相当認識しているからこそ、しっかりと取り組んで行政も私たちもやっていかなきゃいけないと、こういうそれこそ使命感を持って私は当たっているわけです。ですから責任取れば、それは責任取らなければいけないときは取りますよ。だけれども、やはりお互いに行政も一生懸命やっていた、やっている、そして私方もやはりこの問題についてはさうとう大きな問題だし、やっていかなければ、しっかりとやっていかなきゃいけないというそういう使命感を持って議会は議会としての権能を果たしながらお互いにやっていきたいと、こういうふうに思って私は議会人としてこういうふうに提案をしていったわけです。ですから、建てるなどか、A・B・Cだめだとか、そういう観点には今は立っていません。要するに、この手法というかプロセスというか、これがやはりあるべき姿の中でやっていかなければ、やはり後々もしかしたら、あつと思うときがあれば困るというような思いを持って私は、私はやはり行政当局、市長も副市長もみんないるけれども、やはりお互いに、もしこういうことを出してやったときに、市長も副市長たちも当局としては、こういうふうな、そうだなということとか、やはり三つやって比較検討するのも一つの手だなどか、そういうことがあると思っんですよ。ですから私自身としては、何も後退するとか、いや、足引っ張るとか、長くその何か時間がないという話も伺っていましたが、だから25年まで完成するということで、そしてその理由として昭和庁舎に保育園とか幼稚園、これを統合するために特例債を活用すると。そのために時間もないと、こういうことも書かれておりましたけれども、これは私は本末転倒だと思っますよ。なぜならば、まだまだ何も決まっていないことに対して特例債を使うとか、保育所を建てるなどか、統合するとか、そういうことを理由にして、そして早くやらなきゃだめだと、だから早く出さなきゃだめだと、こういう観点に立って物事をやるのであれば、やはり少し、もっともっときっちりとトータルな形で物事を考えながら、計画しながらやっていくことがとても重要なことだと私は思っているわけです。ですから、私も一生懸命頑張りますけれども、議会の皆さんも一生懸命頑張っしてほしいし、私は当局

の方にも、もちろん協力はもちろんしていきたい。ただ、今こういうことで、まずは私はこの段階ではこうだということで減額修正をという動議を出しているところであります。

○議長（千田正英） 17番。

○17番（堀井克見） 伊藤議員、今あなたは重要なことをおっしゃいました。いわゆる手法、プロセスにおいて納得いかないと。私もこの潟上の発展を願いながらものを進めているんだよということを今、熱弁を奮ったわけでありますけれども、私ね、どっかやっぱりね、私がそうなのか、伊藤さんがそうなのかわかりませんが、これ、人の考え方、認識ですから、なかなか難しいところもあるんですが、ちょっとやはりずれがあるんじゃないかなと、私がずれているのか、あなたがずれているのかわかりませんが、よくしたいと言いながら現実にやっている、例えば伊藤さんとかその仲間の声、これ潟上市、未来永劫発展のためにプラスになると私は思えないんですよ。少なくとも合併して今3月22日から7年めに入るこの新生潟上市がですよ、きちっと先ほども申し上げましたけれども、私はでき得る、ある程度、100%とは言わなくとも、ベター、ベストと言えなくてもベターのやはりプロセスはきちっと私は踏んできたと、間違いなく、私はそう確信しておりますよ。2期めの議員として。ですから、もう決定的にそこは、やりたいやりたい、反対もしない、建設していいんだよと。悪いけれども口先では言うけれども実際は先延ばしというものが目的なのか、あるいはまたこの昭和の庁舎を改造して使うのが目的なのか、どうも私はその辺が釈然としないんですよ。ですから、そこをもってやはり解決するなり、あるいはまたすっきりするとすれば、やはりどこの場所が、まさしくあなたがおっしゃる市民が求めている場所はどこなのか、そこに建設することによって100年に向かって力強く潟上が発展できるプロセスなのか、哲学なのか、きちっとあなたは示さないと、まずお口でどんな立派なこと言って、潟上のこと考えてますって言ったって、これ当局から聞かせますととんでもないこと言ってるなど。まさしく砂城の楼阁みたいな議論だなということになりますよ。絵に描いた餅っていうのは食べられないし、もう全くナンセンスな話であって、ですから私は少なくとも十分なことを言っているとは思いませんよ、私もね。だけれども、少なくとも合併7年めの潟上市としては、今、一つ一つ手順をやはり踏んでやってきたし、やっていかなきゃならない、私はぎりぎりだよと、もう。合併特例債の活用等々を考えた場合。今おっしゃいましたけれども、ほかのこともこうだああだというけれども、まさに今、一点集中してこ

の庁舎の建設によって市民が一つになって、政治経済のへそを作って、そして50年、100年の潟上の発展に、子々孫々に耐え得る、自信持って継承できる今拠点を作ろうとしているところでしょう。これが二元代表制の一方の議員が、議員の中でも今何人賛同するかわかりませんが、少なくともやはり、どこまでもやはり、言ってみれば方向を別へ持って行こうという頑張りをする、まさしく混迷を入り口をまたさらに踏み込んでいくような気がしてならないんですよ。ですから責任取れといえ取るといっても、はっきり言って取られるものじゃないですよ、いったん現れたことは。だからこの判断というのは重いし、大事なことなんですよ。伊藤さん、お互いに歳はとってきますよ。まさしく70代のあなた、60歳の私、今ここで議論するよりも、子々孫々が、我々の子供、孫が、いい政治を、いい潟上の土台を築いてくれたなということは今具現化するべき我々は責務をいただいているの。だから少なくとも、はっきり言うならば調査すら認めない、本当の意味で将来の潟上を考えるならば、小異を捨てて大同に就き、そして当局との信頼の中で物事を立脚させていく、これが選ばれた議員、いわゆる選良の最低の、また一番の姿じゃないですか。これをやはり私らはやはり拒否するようでは、少なくとも、まさしく市民の声を聞くために、議会を解散して、もう一回我々がやっていることが正しいのか否かということを抑ぐくらいの決意が必要じゃないですか。そうでないと住民投票、これね、こういう状態で二元代表制の一方の我々がこうしていますと、住民投票だって、これ恐らくそういうふうな方向でいくでしょう。住民投票やるということは議会が権能していないということなんですよ、住民感覚からいきますと。まさしく我々はやはり一回バッチを返上して、明日の日でも市民から本当の意味で、どの議員がどの主張して、どの議員が必要のなのかということの洗礼を受けるべき事態だあってあり得ますよ、ここまできますと。その決意があるのかどうか、少なくともお知らせください。

そしてまた、この賛成者、戸田議員と、それから小林 悟議員と鈴木斌次郎議員おりますけども、あなただけの意見を聞いても、私ね、あと議論はこれ以上深めることはできませんから、賛成者がどういう判断でこのことに対してあなたに賛成の署名をしたのか、このことを少なくともきちっとお尋ねしてから今回のこの修正案についての意思表示をしたいと思いますので、逃げないできちっとお願いしますよ。どうぞひとつ宜しく。

○議長（千田正英） 8番伊藤議員。

○8番（伊藤栄悦） あまりこの長い時間の話で、何が何だかよくわからんというのが私

の本当の意味です。私が何を答えればいいんですか。何を今ここで、責任取りとか何だかかんだかって言ってるけども、どういうふうにあなたは答えなさいと言っているんですか。

○議長（千田正英） 17番。

○17番（堀井克見） 伊藤さん、私が聞いていることがわからないの。そう。私が聞いていることがわからなくて、よくこの修正案出せますね。あなたは重要なことを今やっているんですよと、決意があるのかということ、まずそうすれば端的に答えてください。そしてあなたの賛成者に対しても、あなたが賛成求めたんでしょ、これ。その方々に対しても、どういう理由でもって賛成者として名を連ねたのか、これね、やはり市会議員として、議場で、本会議場でこれだけ名前連ねてくるということは、相当な決意と市民に対して説明できる理由、背景がないとできないですよ。烏合の衆で押したわけでもないでしょう、もちろん。それはね、きちっと答えてください。

議長、あなたの議事整理権でこれできますから、伊藤栄悦議員にも、今、提案者に聞いたけども、賛成者に、どういう決意で、私が先ほど長い話でわからないというような人をおちよくったような話してますけども、あなたね、伊藤さん、しっかり聞きなさいよ。私は百年の大計、子々孫々にいかなる潟上市の土台を残すか、姿を残して継承するかということ私なりに真剣にものを申し上げておりますよ。そういうひと言までね、人のことをやっぱりやるような、そういうふうなことは言わないでくださいよ。あなたが提案する決意に勝るとも劣らない決意で私もあなたに質問しているんですよ。ですから、真剣にあなたも聞いて、それ答えてください。

そして議長ね、賛成者がどういう決意で、明日の日に市民に問われるんですよ、我々一人一人が。なぜこういう修正をかけたかということ。それを少なくとも選良である我々が民意である住民に説明できないようなざまをしていたのでは、これは大変なことになりますので、そのこともあわせて、この3人の方々の決意を私はとくと聞きたい。そのことを議事整理権の行使のできる議長にも特に、特別強く要望したい。

まず答えてください。

○議長（千田正英） 8番伊藤栄悦議員。

○8番（伊藤栄悦） 私はもうこの修正案を出す段階で、もはやきっちりした考えを持って出しております。先ほど申し上げましたように、この中には大変重要なポイントがたくさんあるんですよ。だから、そういうことに対して、私もやはりこれではなかなか大

変だと、だから少しの時間があれば、それなりの対応もできると。だから、やはりきちっとそういうふうにはやってもらえればいいと。だから今回は、一つのCというものだけを対象にしてやるのではなく、やはりもっと別の方法というものもあるし、やってほしいと。なぜならば、Cそのものは最適格地というものがもう既に決定されているわけですから、ですからその決定したもののそれをCというところで、市長は確かにこれでもってBと比較すると言っているけれども、私から言わせれば、もはやA・Bは存在しないって考えているんですよ。なぜならば、最適格地をもう当局で決めたわけですから。ですからその決めた中でCが出てくるわけですから、これはやはりもう少し考えていったらいいんじゃないかと思いをもち、いわば提案しているわけです。

○議長（千田正英） 賛成者の方3名おりますけれども、提案理由は提案者の方から理由を述べられておりますけれども、そのほかに何かあれですか。3名の方で、提案の理由を述べておりますけれども、それ以上に何か発言がありましたら発言してください。ございませんか。

17番。

○17番（堀井克見） 伊藤さん、重大なことがはらんでいて、そして重大なことを今、提案理由の説明として、ちょっと聞いて、伊藤さん、あなた述べたと。やっぱりね、お口であなたはそうおっしゃりますけども、いってみればですよ、そういう重大なものであれば、もっと議会全体に事前に、私どもはこういう動議を出すと、こういう提案理由、提出理由はこうなんだと、きちっと理由を付して、まさしく同僚という議員の立場であるならば、これだけこれだけの修正をかけなきゃならない背景、理由があるんだよということをするのが普通ですよ。抜き打ち的にどんと出してきて、そして質疑もないで動議をかけて、修正動議だけかけてくる。会議のルール上は許されておるかもしれませんが、言論の府と言われる議会の中で、本当の意味であなたが真剣に考えているのであれば、それぐらいの丁寧な、まさしくプロセス、手順をとっても私はしかるべきだと思いますよ。何らやってないで、賛成者あれば頭振って知らない、戸田議員が今そういう態度だ。普通であればね、それだけの重要なことで、大事なことで、まさしく歴史の命運を決めるぐらいのことに賛成するということになれば、もうみずから望んで手を挙げて、ここで語ることは市民に語ることなんですよ、言ってみれば。ただ頭横に振ってと。私はやはりそれはちょっと選良としていかな姿かなと、ちょっと残念だなというふうに思いますよ。ただ賛成という二文字じゃなくして、はっきり言ってくださ

いよ、なぜ自分たちは賛成したのか、その背景というもの。それを言わないということは、ある意味で見方によっては、市民から見てわからないんですよ。戸田議員はなぜ賛成したのか、鈴木斌次郎議員はなぜ賛成したのか、ここをやはりきちっと言うべきですよ。あなたらしくないですよ。議長、もう一回聞いてください。

○議長（千田正英） 賛成者の3名の方、修正案の理由について発言ありますか。
なければなし。

ほかに質疑ありますか。私語は慎んでください。

○17番（堀井克見） 議長、もう一回。

○議長（千田正英） 一番最後にもう一回聞きます。

○17番（堀井克見） 私、今4回めだけれども、提案者である伊藤議員から、私が納得し得る答弁なんか一つもありませんよ。お口ではそれなりに言ってますけれども、これね、市民に説明できないですよ。全くできないですよ。全くできない。しかも賛成者なんか、うもふもね出さないで、なぜ賛成したかもね、できないですよ。ですからね、まさしく今あなたおっしゃったでしょう。オープンな議会、開かれた議会、胸を開けばいいじゃないですか、賛成者が。そうじゃないですか。ですからね、ここをね、少なくとも議長、ここが大事なところなんですよ。これね、修正修正と言ったって、本当にやはり天下分け目の潟上市の将来を占う大事な場面ですから私は声を大にして言うんですよ。何も自分の保身だとか感情で言っていない、はっきり言って。先ほども言ったでしょう、あらゆるプロセスを経てきていますよ。これ以上何をすればいいんですか、市民の声をどう聞くんですか。それが、その説明がないの、提案者である伊藤議員からは。先ほど、何人かの同僚議員に聞いていますが、具体的にどうしてどういうふうにして民意の、いわゆる市民の声、民意を吸い上げる、どうすればいいかということは何も具体的な答えないですよ。A・B・Cの候補地がだめだという、だめであればだめでいいでしょう。DでもEでも対案、対案のかけらもないですよ。私に言わせれば重箱つつく論理ですよ。詭弁ですよ、はっきり言えば。これが数だけで議会の論理とされたときにたまったもんじゃない、私は。はっきり申し上げておく。ですから今回のこの伊藤栄悦議員の提案に対して、私は全く受けるわけにいかないし、修正に対しては強く強く反対する。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。10番。

○10番（佐藤義久） ほかですから、4款1項の予防費の委託料…。

- 議長（千田正英） この修正案についての、まだ終わってませんから。
- 10番（佐藤義久） いいでしょう、両方兼ねて質問してもいいはずですよ。
- 議長（千田正英） 修正案についての、今、修正案で議論していますので。動議の件で。
- 10番（佐藤義久） ほかにって言うから私手挙げたの。
- 議長（千田正英） ほかにって言うのは、この修正案についてほかにと言いました。
ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（千田正英） 質疑なしと認めます。質疑を終了します。
これより原案に修正案を一括討論を行います。討論ありませんか。1番中川議員。
- 1番（中川光博） 修正動議に賛成の討論を行いたいと思います。
- 議長（千田正英） 修正案に賛成討論。最初は修正案に対して反対の討論ございますか。
（「議長、休憩してください。」の声あり）
- 議長（千田正英） 暫時休憩します。

午前11時38分 休憩

.....
午前11時49分 再開

- 議長（千田正英） 休憩前に引き続き、会議を再開します。
修正案に対して反対の討論を行います。15番西村議員。
- 15番（西村 武） 修正動議に対し、簡潔に反対の立場から申し上げます。
本予算は市が庁舎建設のためのものであり、当初、候補地A・B・Cが提示されましたが、その後、庁舎建設調査特別委員会が設置され、その中でA・Bの土地の問題点も明らかになりました。市からは、るる説明を受けましたが、そして市長は、このA・B・C以外の適正な土地があるならば当局としてそれも承りたいと、こういう申し出がありました。誰一人としてその議員の中からはA・B・C以外の候補地を提言した者はありません。これは私を含めまして議員全体の責任だとも、こう思っております。そこで当局としては、今回、後世に憂いを残さないため、A候補地は個人のものでありますのでこれは比較になりませんが、B候補地は市の市有地でございますので、そこと比較検討するというようなことで予算を今回計上したわけでございますので、今回の予算は、まさに市民の意見を反映させるための予算であり、反対する理由は全くありません。修正動議に反対するための皆さんからご賛同をひとつお願いしたいと思います。

以上、簡潔に申し上げました。

○議長（千田正英） 修正案に対して賛成の方、討論を行います。10番。

○10番（佐藤義久） 私は修正案に賛成の立場から意見を申し上げます。

修正動議提出理由で申し上げておりましたが、これまでの経緯、経過、誠に的確なご指摘した発言でありました。

また、聞くところでは、この28日に昭和地区の地域審議会が開催され、当初は時間的に質疑の時間を持つことができないとのご案内であったとも伺っております。誠に不可思議な会議の持ち方であるものと考えておりましたが、後に発言ができるとしたようですが、なんと変則な会議の持ち方をするものと閉口せざるを得ません。

ホームページに掲載、パブリックコメント、地域審議会、市民参加の意見を聞くと約束したことが、ホームページには掲載しているようですが、地域審議会もこの議会の後になるようでありますから、手順が逆としか言いようがありません。当局としては再スタートラインに立って進めていくべきものであるとの観点から、修正案に賛成するものであります。

以上です。

○議長（千田正英） 修正案に反対の方、討論ありますか。はい、17番。

○17番（堀井克見） 私は修正案に反対の立場から討論を申し上げたいと存じます。

平成22年度一般会計補正予算（案）（第5号）原案に対する修正案について、反対の立場から討論を致します。

今回の修正案は、補正予算のうち、市役所庁舎建設候補地の用地測量調査委託料および土地鑑定業務委託料を全額削除するものであります。

庁舎建設について議会は、一般質問、全員協議会、庁舎建設検討特別委員会等で市当局と議会の間で膨大な議論が交わされてまいりました。特に庁舎建設特別委員会は、昨年の6月から12月までの6カ月にわたり9回も開催されました。庁舎建設の基本的な考え方、候補地選定のプロセス、今後の都市計画などについての説明がなされました。質疑も十分に行われたと思っております。その前提に立って、これからの庁舎建設の進め方を考えることが必要であると思っております。

まず、修正案を提出するに当たって一番重要なこと、大事なことは何か。予算を削除することで何を狙っているのか、その真意を提案者である市長をはじめ市当局、さらには私どもの基盤である市民に明確に示せなければなりません。示さない、そしてまた

示せないということでは、市民の間に議会議員は一体何を考えているんだと、ただ反対するだけなのかという疑念と不信感だけが生まれてくるのであります。

わかりやすくいま一度申し上げますが、予算を削除する、その後に議会は何をするのか、具体的に示さなければなりません。例えば、議会から建設候補地を逆に市当局に明確に示すとか、いわゆる対案を示すことが私は最も重要なことだと思っております。こういったことから、議会が具体的な行動を起こさない限り、市当局でも恐らく対応に苦慮し、市民の目には、ただただ意味もなく反対しているようにしか映らないことは誰の目から見ても明らかであります。現に二元代表制における議会には、もはや期待できないということがわかるのではありませんか。住民投票条例を求める一部市民の署名活動が行われております。市民から議会はいらないとされているに等しいのであります。20人の議員はそのことを真摯に受けとめ、市民の期待に応えるように真剣に取り組み、そして行動しなければなりません。まさしく今、その意味では瀬戸際まで追い込まれ、最後通告を突きつけられている状況ではないかと私は思うのであります。このことから私どもは目を背けてはならないと思います。

さて、昨年末に庁舎建設特別委員会の報告が行われました。市民の反応は、特別委員会を設置する段階から、やや危惧の念が持たれたことも事実であります。議会の考え方が一つも示されていない、6カ月もの間何をしてきたのかというのがかなりの市民の見方であります。そして思いであります。特別委員会の設置の趣旨が調査研究すること限定されたことから、やむを得ない一面もございますが、6カ月にわたって議員は当局に何回も資料の提出を求め、さらにその説明も受け、それぞれ判断能力を高めてきたはずであります。報告から1カ月が経過致しました。議員個々は自分の考えをまとめ、そして具体的に提案をし、行動していくことが市民から要請されているのであります。その意味から、私の庁舎建設に対する考え方を若干述べさせていただきながら修正案には断固反対し、このたびの当局の予算措置については賛成することを論じたいと思いますので、しばしの間、時間をお借りしたいと思います。

私は、庁舎建設特別委員会において、当局から提示された資料ならびに説明をお聞き致しました。これまでの市当局の庁舎建設の進め方に、特段の異を唱えるところはないというのが私の基本的な考え方であります。市民に対する情報公開が若干不足していた感はあるかもしれませんが、これについては広報と一緒に詳細な資料が全戸配布され、一応の対応がなされたものと私はとらえております。

庁舎建設については、特別委員会での調査研究した五つの大項目については報告書の内容のとおりであります。さらに1月1日に広報と一緒に全戸配布された市からの資料も、全く内容には矛盾もなく、これが現在の状況であると判断をしておるものであります。一部の市民団体からは異を唱えるような市民に誤解を招くような、誤解を与えるようなチラシが全市に配布されておりますが、議会の報告書と全戸配布の説明資料が正しいものであるということは、誰が見ても確信の持てるものであります。市当局からの説明は、十分に、そして理解でき得るものであります。私は建設候補地を独自に提案するなどという対案を全くその意味では考えも及びませんでした。したがって、市当局の進め方に沿って、この際粛々と進めていいのではないかと、今後の進め方で懸念される事項はほとんどないというのが私の思いであります。

このたびの庁舎建設の調査費の予算措置であります。先般の全員協議会で示された資料ならびに建設スケジュールを見ますと、今の時期が予算措置として調査実施するぎりぎりの期限ではないかなというのが、議員であれば容易に判断できると私は思います。これ以上先延ばしをしますと、スケジュールはますます厳しくなります。予算を削除することは、そのこと自体に私どもは責任を持たなければなりません。ノーというだけである状態ではないということは再三申し上げておりますが、議会は特別委員会を設置したことにより、結果として既に当初の建設スケジュールの見直しをさせたこととなります。さらにここで予算の削除をすれば、またまた当局にスケジュールの見直しをさせることになるのではありませんか。このことには当然、責任がついてまわります。責任を持たなければなりません。予算削除を唱える方は、そのことを理解されているのでしょうか。理解しているのであれば、極めて無責任、議会議員としての資質が疑われてしかるべきであると私は思います。議会在が予算修正権を行使する場合には、反面で重大な責任が伴うことを改めて議員の皆さん、考える必要があると私は思います。庁舎建設の調査費は、あくまでも調査であります。本会議の冒頭でも市長が申し上げております。ここで勘違いしてはいけません。調査費の予算措置イコール庁舎建設地の決定ではないということが明白であります。調査後にどうなるのかは、まだ誰にもわかりません。ただ一つははっきりしているのは、調査しないことにおいては、この問題が一步も前に進まないということであり、このことだけははっきり申し上げておきたいと思っております。決してむだな公費の支出には当たりません。調査もしないで対案も提案もしないで、ただ時間だけが過ぎ去るのを議会、そしてまた議員が看過するというのは、むしろ公費のむ

だ使いどころの次元ではないのであります。ここは議員としてきちんと整理しながら再認識する必要があります。

あわせて、市民に説明しなければならない最も重要なことだと私は思います。私ももちろんのこと、公費の支出の妥当性についての説明は、機会あるごとに市民にお話をこれからしっかりと説明をし、そしてまたいくつもありであります。もしかしたら市民はもっと先のことまで聞いてくるかもしれません。調査して特に問題がなかったら、その先どう進むんですかと、あるいは問題があってだめになったらどうするんだと、仮定の話にまで踏み込んでくるかもしれません。仮定の話になってくると、対応は極めて難しいわけではありますが、私は選良として、議員の一人として、市当局と議会の最善の方法を考えるので、私たち議会を、議員を信頼してほしいと胸を張って答えるのが本来の私たち選良の姿だと思います。そのときこそ二元代表制の真価が問われ、その効果を最大限発揮されるのではないのでしょうか。議員は市民に対して責任を持たなければならないし、信頼されるような行動をしなければなりません。

今、庁舎建設に対して市民から議会に、そしてまた議員に求められているのは、はっきりした態度、はっきりした態度、責任ある提案、責任ある提案であることを我々は認識しなければなりません。市民の声を聞かなければならない、民意を反映しなければならぬ、その手順が当局から示されないという、大変失礼ですがもっともらしい建前論に終始しておりますが、そこから一步も前に進まず、議員が自分の考え方を示さない、示そうとしない、示せない、あるいは自分で考えようとしなないようでは、選挙によって選ばれた議員としては最も恥ずべき姿ではないのでしょうか。一票一票に願いを込めて議場に送り出してくれた市民に対して申し開きができないこととなります。市民を不安に陥れるようなあやふやな態度をとり続けること、現実から離れた机上の空論を展開する、市民感覚から乖離したまちづくりの計画やその策定に終始固執する、行政の進め方に反論するだけで前向きな提案も対案も示さない、出さないといった議員がいるとしたら、その議会は、なに一つ前にもものを進めることができないのであります。存在意義をみずから否定する非常に残念な、言ってみれば情けない状況だと言わざるを得ません。何よりも市民から負託を受け、市民の幸せを一番と考えなければならない議員の姿からは、ほど遠いものであると言われても仕方ありません。本議会がそのような状況ではないか、この場におられる1番から20番までの議員それぞれ、20人の議員それぞれが自分の胸にしっかりと手を当てて、いま一度冷静かつ客観的に市民の立場に立って判断をし

ていただきたいと思います。

今回の当局より提案された補正予算を修正すべきかどうかについては、どうか議員の皆さん、今からでも遅くありません。なぜ今自分がこの議場にいるのか、議員は何をしなければならないのか、初心に戻って議員の職責を考えながら、高所大所から賢明なる判断をされるよう、議員各位には心からお願い申し上げます。そして採決に立つ前に、みずからが選挙のときに訴えた、市民のために、福祉向上のために、滅私奉公頑張るんだということをそれぞれ訴えてきておるとは思いますが、いま一度市民の顔を浮かべていただきたい。そして、一人一人の議員が真剣な判断をしていただきたい。修正案に対する反対討論と致します。

修正案を提出された方々も、どうぞまだ遅くはありませんので、勇気を持ってご賛同くださいますように私からお願い申し上げます。これは歴史的な瞬間を迎えるといっても過言ではありません。何とぞ議員の皆さんの勇気ある英断を期待申し上げ、反対の立場からの討論を終わりたいと思います。

以上です。御静聴ありがとうございました。

○議長（千田正英） 次に、修正案に対して賛成の討論を行います。1番中川議員。

○1番（中川光博） 修正動議に賛成する立場から討論を行います。

新庁舎建設は、言うまでもありませんけれども潟上市の将来を左右する大きな事業であります。したがって、新庁舎建設に当たっては、潟上市の基本的な政治理念がそのプロセスの中でしっかりと実現されなければなりません。

さて、潟上市で共有されている基本的な政治理念とは何でしょうか。私が考えるには、市長も話されているとおり、市民による市民のための政治、いわば市民最優先の政治を行っていくこと、このことが基本的な理念ということができます。このことは既に庁舎建設基本構想の中でも、市民の意見を的確に反映しつつ建設地の選定を進めることがうたわれています。

また、市民中心の政治理念は、地方自治法第4条2項でも、住民の利用に最も便利であるように位置を定めるとされ、ここでもうたわれています。

つまり、庁舎建設地の選定に当たっては、慎重の上にも慎重に進めなければならないということです。このことは潟上市が庁舎を建設することによって、将来どのような変貌を遂げ発展していくのかという重大な決定に、行政や議会だけではなく潟上市民も参加していくことを意味しています。合併後新庁舎を建設した多くの自治体では、建設候

補地の選定に当たって市民も参加する第三者機関として建設候補地選定委員会が設置され、しっかりとした選定基準にのっとり建設候補地の決定に至っています。潟上市では、まだこのことが実現できていません。潟上市が新庁舎を建設することによって、将来どのように変貌し発展していくのか、市民最優先の政治理念の下、明確な選定基準の下でA・B・C候補地について議論を積み重ね、多くの市民が納得できる候補地の決定に至るべきではないでしょうか。

行政当局も我々議会も予算の修正を恐れる必要はありません。行政当局も議会も潟上市の政治理念を実現できるかどうか、このことが問われているのではないのでしょうか。この観点から修正動議に賛成するものです。

○議長（千田正英） 次に、修正案に対して反対の方。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより採決に入ります。まずはじめに、修正案について採決します。本修正案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立多数です。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

以上により、議案第1号は修正可決されました。

以上をもちまして、本日の日程を全部終了しました。これをもちまして、平成23年第1回潟上市議会臨時会を閉会致します。

どうも御苦労さまでした。

午後 0時16分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

平成 年 月 日

潟上市議会議長 千 田 正 英

〃 署名議員 佐 藤 昇

〃 署名議員 藤 原 典 男